

産業構造審議会不正競争防止小委員会 検討事項について

2022年10月

経済産業省知的財産政策室

産業構造審議会不正競争防止小委員会における検討事項について①

- 不正競争防止小委員会を、令和3年12月から5回開催し、時代の要請に応じた制度・運用としていくための課題及び対応の方向性を整理し、令和4年5月17日に中間整理として『デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告』を取りまとめた。
 - 平成27年改正（営業秘密の規律の強化）、平成30年改正（限定提供データの創設）等、オープン・イノベーションの環境整備・第四次産業革命の推進の観点から累次の制度手当を実施。
 - コロナを契機としたデジタル化の進展や働き方の変容、技術・重要データの保全（海外流出防止）の要請など、企業の事業活動を巡る社会経済情勢は、近年、大きく変化。また、平成30年改正で創設した限定提供データ関連の規律の見直し時期も目前（※施行後3年（令和4年7月）が目途）。
 - 産業財産権の補完法として技術のみならず権利化前のデータ・ノウハウを含む幅広い「情報財」をカバーし得る不正競争防止法（営業秘密・限定提供データ）の担う役割は益々増大。
- 本中間整理報告に基づき、今次小委では、不正競争防止法に係る諸論点（外国公務員贈賄罪の規律の強化を除く）について、制度改正の具体的内容について、検討・審議を行う。

■ 「中間整理報告」において議論・整理された論点 「中間整理報告」の概要は、後掲の「参考」を参照。

- 限定提供データに係る規律の制度・運用上の課題の見直し
- 立証負担の軽減（第5条の2）
- 損害賠償額算定規定の見直し（第5条各項）
- ライセンシーの保護制度（例：当然対抗制度、適用除外）
- 渉外事案に係る国際裁判管轄・準拠法
- デジタル時代のブランド・デザインの保護（第2条第1項第1号～第3号）
- 外国公務員贈賄罪の規律の強化保護

（※） 上述の制度的課題の整理に加えて、実務面での対応を進めるべく、『限定提供データに関する指針』、『秘密情報の保護ハンドブック』についても改訂し、公表。

産業構造審議会不正競争防止小委員会における検討事項について②

◆「中間整理報告」における論点のうち既に対応済み、整理済みの論点

- 限定提供データに係る規律の制度・運用上の課題の見直し
 - ・「限定提供データに関する指針」の改訂
- 損害賠償額算定規定の見直し（第5条各項）
 - ・化体に関する議論
 - ・ネガティブインフォメーション

◆「中間整理報告」における論点のうち今次小委にてご議論いただきたい論点

- **デジタル時代におけるデザインの保護**
 - ・第2条第1項第3号に係る課題（保護対象（「商品」）に無体物が含まれることの明確化、フィジカル／デジタルを交錯する「模倣」行為の規律の検討、形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間（第19条第1項第5号イ）の伸長の是非）
- **限定提供データの規律の見直し**
 - ・「秘密として管理されているものを除く」要件（第2条第7項）の課題
 - ・善意取得者保護に係る適用除外規定（第19条第1項第8号イ）の課題
- **渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備**
 - ・日本の裁判所に競合的裁判管轄が認められることを明らかにする規定（裁判管轄）
 - ・日本の不正競争防止法を絶対的強行法規として適用できるようにする規定（適用範囲）
- **損害賠償額算定規定の見直し（第5条第1項及び第3項）**
 - ・第5条第1項（「営業秘密」全般への拡充、「物を譲渡」要件の拡充、権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害の認定規定の創設）
 - ・第5条第3項（「使用」以外の行為が含まれることの明確化、相当使用料額の増額規定の創設）
- **使用等の推定規定の拡充**
 - ・使用等の推定規定（第5条の2）の拡充（「営業秘密」全般への拡充、対象類型の拡充、「物の生産」等以外のデータ等の生成や役務の提供を行っている場合への拡充）
 - ・使用等の推定規定の限定提供データ侵害への適用
- **営業秘密及び限定提供データに関するライセンスの保護制度の創設**
 - ・制度的アプローチ

◆「中間整理報告」における論点のうち将来課題として継続検討を行っていく論点

- 限定提供データに係る規律の制度・運用上の課題の見直し
 - ・制度創設時に措置を見送った事項（限定提供データ侵害の刑事罰化、限定提供データ侵害品の譲渡等規制、転得類型における重過失規制、悪意転換後の使用行為規制）
- 損害賠償額算定規定の見直し（第5条各項）
 - ・不正競争防止法の損害賠償額算定規定の「あるべき姿」の検討
- 立証負担の軽減
 - ・侵害訴訟における営業秘密立証（証拠収集）の困難性を解決するための制度的手当
 - ・査証制度の導入

今後のスケジュール（予定）

スケジュール	議題
第1回 10月18日 (13:30~15:30)	<ul style="list-style-type: none">• 今後の議題・スケジュール• デジタル時代におけるデザインの保護• 限定提供データの規律の見直し
第2回 11月7日 (13:30~15:30)	<ul style="list-style-type: none">• 渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備• 損害賠償額算定規定の見直し
第3回 11月28日 (13:30~15:30)	<ul style="list-style-type: none">• 使用等の推定規定の拡充• 営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の創設• その他の課題（P）
第4回 12月13日 (13:30~15:30)	<ul style="list-style-type: none">• 積み残しの議論の整理（P）• 最終報告書案• 贈賄WG審議経過報告
（最終報告書案に関するパブリックコメント）	
第5回 2023年1月30日 (13:30~15:30)	<ul style="list-style-type: none">• パブリックコメントの結果• 最終報告書

(参考) 制度課題の検討項目について

<制度見直しの視点>

- **デジタル時代にあわせた知的財産の保護** (デジタル時代におけるデザインの保護、限定提供データの規律の見直し、損害賠償額算定規定の見直し、使用等の推定規定の拡充)
- **中小企業・スタートアップ等の知的財産の活用促進** (営業秘密及び限定提供データに関するライセンスの保護制度の創設)
- **国際動向を踏まえた外国との制度調和** (国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備、外国公務員贈賄に関する規律強化) ☞外国公務員贈賄に関する規律強化については、別途開催の「外国公務員贈賄に関するワーキンググループ」において検討。

① デジタル時代におけるデザインの保護 **デジタル** (第1回にて検討予定)

- 近時、メタバースといった仮想空間の活用が進み、従来、フィジカルで行われてきた事業のデジタル化が加速。これにより、フィジカル/デジタルを交錯する、知的財産の利用の加速が想定される。
- こうした状況を踏まえ、デザイン保護の一翼を担う**形態模倣(第2条第1項第3号)の規律に関して、フィジカル/デジタルが交錯する模倣行為への対応が十分なものとすべく制度の在り方**を検討。また、**保護期間の伸長**についても検討。

② 限定提供データの規律の見直し **デジタル** (第1回にて検討予定)

- 限定提供データに係る規律は施行後3年が経過したが、実務での制度実装の観点から課題が指摘されており、**「秘密として管理されているものを除く」要件(第2条第7項)及び善意取得者保護に係る適用除外規定(第19条第1項第8号イ)の見直し**を検討。

③ 損害賠償額算定規定の見直し **デジタル** (第2回にて検討予定)

- 原告の立証負担軽減の観点から、損害賠償額の算定を容易にするための「損害賠償額算定規定」が存在するが、対象が限定されているとの問題が存在。**データの価値の高まりに着目し、第5条第1項において、営業秘密のうち「技術上の秘密」が侵害された場合に限るとされている規定について、営業秘密全般に活用し得るようにする、「物を譲渡」した場合のみを想定している要件をデータや役務を提供している場合へ拡充**を検討。
- また、**第5条第3項において、「使用」と規定されている要件を「使用」以外の行為が行われた場合にも本項が適用可能であることの明確化**を検討。
- さらに、**令和元年特許法等改正で措置された権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害の認定規定や相当使用料額の増額規定の追加**を検討。

(参考) 制度課題の検討項目について (続き)

④使用等の推定規定の拡充 **デジタル** (第3回にて検討予定)

- 平成27年に措置した営業秘密侵害事案の原告側の立証責任緩和措置である「使用等の推定規定」(第5条の2)について、「技術上の秘密」以外、例えば、近年重要性を増している「データ」そのものの不正持出事案にも活用できるように、対象情報を営業秘密全般に拡張することを検討。
- また、従業員の営業秘密持出し事案等実態上多く見られる事案もカバーし得るよう、対象類型の拡充を検討。
- さらに、「物の生産」等以外のデータ等の生成や役務の提供を行っている場合にも適用できるように検討。
- あわせて、限定提供データの侵害事案についても、第5条の2の適用を検討。

⑤営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の創設 **中小・SU** (第3回にて検討予定)

- オープン・イノベーションの進展等を背景に、自社技術(ノウハウ)やデータを他者にライセンスする機会は増加。一方で、不正競争防止法には、特許法や著作権法並みの、ライセンシー保護に係る規定がないため、ライセンサーの事業譲渡や破産の場合に、ライセンシーがノウハウ等を使用することができなくなる事態も想定される。このため、ライセンシーの保護に係る規定の整備を検討。

⑥渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備

国際動向 (第2回にて検討予定)

- 「日本国内において事業を行う保有者の営業秘密」侵害が問題となる場合、日本の裁判所に競合的裁判管轄が認められることを明らかにする規定(裁判管轄)を検討するとともに、日本の不正競争防止法を絶対的強行法規として適用できるようにする規定(適用範囲)を検討。

(参考) 外国公務員贈賄罪の規律の強化に係る論点

- 自然人に対する制裁の在り方
- 法人に対する制裁の在り方
- 公訴時効の在り方
- 法人に対する適用管轄(国外犯処罰)の在り方

参 考

- 産業構造審議会不正競争防止小委員会『デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告』（令和4年5月17日公表）の概略。

検討の背景・視座

「中間整理報告」における各論点の検討の背景・視座

(データ利活用の更なる推進の視点)

- 「限定提供データ」の規律の見直しとともに、「営業秘密」に関しても、「データ保護」の視点から見直しを図り、両制度一体として、「価値あるデータの保護」の実効性確保を図っていく必要。このため、営業秘密の関連規律のうち、特に、技術情報に重点を置いた規律となっている事項について、規定の拡充を検討。

○営業秘密：第5条の2の拡充（対象情報の拡充）、損害賠償額算定規定の見直し（第5条第1項の拡充）

○限定提供データ：指針改定、規律の実効性評価

(技術・重要データの保全)

- 平成27年改正以降も、我が国の重要技術を意図的に狙う悪質な営業秘密の窃取事案が散見される。万が一の流出の際に、被害企業として、その保全・被害回復に向けて断固とした措置を取っていく必要があることから、民事訴訟を提起し、訴訟遂行していくにあたっての課題となり得る論点（証拠収集、管轄・準拠法）、また、損害賠償額の適正化につながり得る論点（損害賠償額算定規定）について、規定の見直しを実施。

○営業秘密：国際裁判管轄・準拠法、第5条の2の拡充（対象情報拡充、対象類型拡充）、損害賠償額算定規定の見直し（第5条第1項拡充、「あるべき姿」の検討）

(オープン・イノベーションの推進)

- 企業間連携が進む中で、知的財産・ノウハウのライセンスも更に活性化。知財取引の安定性を図る観点から、営業秘密・限定提供データに関して、ライセンシー（知財利用者）側の保護を図る規定の創設を検討。

○営業秘密・限定提供データ：ライセンシー保護制度の創設

立証負担の軽減

立証負担の軽減

- 技術・重要データの保全の視点、また、データ利活用の更なる推進の視点も念頭に入れ、改めて、営業秘密侵害訴訟における被侵害者の立証の困難性を解消するための措置について検討。

【審議会で検討を加えた論点】

○立証責任（証拠収集）の困難性に関する現状の整理

- これまで証拠収集の困難性を解消するため、具体的態様の明示義務（第6条）、書類提出（第7条）に加えて、平成27年改正において、営業秘密の使用等の推定規定（第5条の2）を創設し、更に、平成30年の政令改正によって推定規定の拡充等の措置を図ってきたが、これらの措置によって状況に改善はみられているか、現状認識の確認を行った。

○使用等の推定規定（第5条の2）の拡充

- 使用等の推定規定は、（i）対象情報が「技術上の秘密」のうち、「生産方法」と「情報の評価又は分析の方法」に限定されており、また、（ii）対象類型が、不正取得類型及び取得時悪意重過失の転得類型（第2条第1項第4号、同項第5号、同項第8号）に限定されている。
- これらについて、近年重要性を増しているデータそのもの不正侵害事案への活用、営業秘密侵害事案で多く見られる取引相手方による不正侵害事案や、転職者による競合相手方への不正流通事案への適用を念頭に、制度拡充の是非について検討。

○査証制度導入の是非

- 令和元年特許法改正で導入された査証制度について、営業秘密侵害への適用の是非を検討。

条文（第5条の2）

（技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定）

第五条の二 **技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。**以下この条において同じ。）について**第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（営業秘密を取得する行為に限る。）**があった場合において、その行為をした者が**当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）**をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

営業秘密の不正な使用等の推定 (不正競争防止法第5条の2、不正競争防止法施行令^(※1)第1条、第2条)

- 原告が、(1) 生産方法等の営業秘密を、被告によって不正に取得されたこと、(2) 被告がその生産方法を使って生産することができる製品を生産していること等を立証した場合には、不正使用をしたものと推定。

<条文の構成>

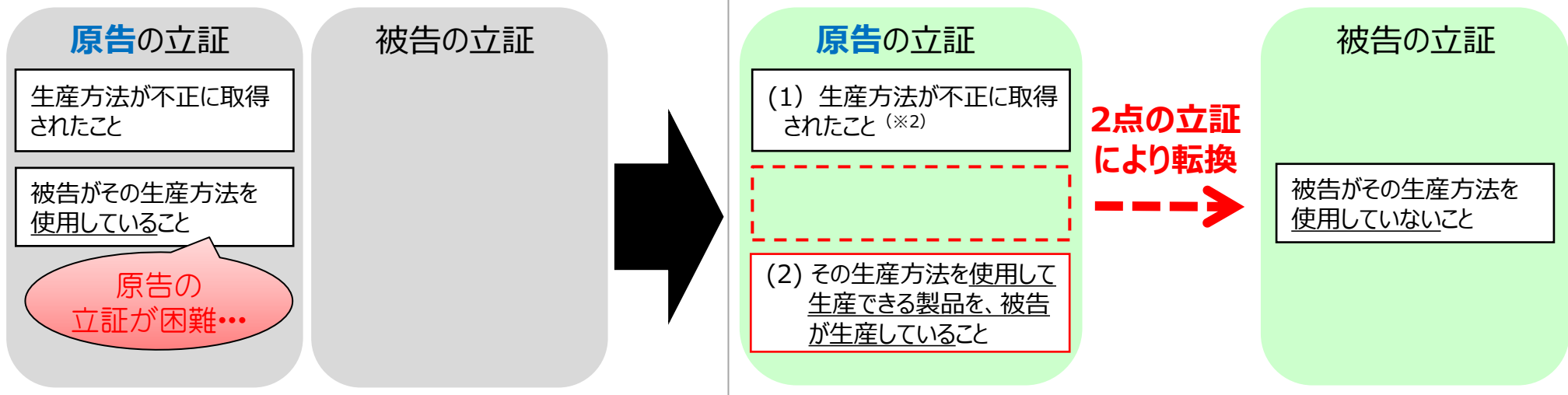
	①対象となる営業秘密 (技術上の秘密)	②技術上の秘密を使用したことが明らかな行為
不正競争防止法 第5条の2	生産方法 ＜例＞自動車組立技術、 化学物質の生成技術	当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産 ＜例＞当該組立技術を用いて生産できる自動車の生産、 当該原材料を用いて生産できる化学品の生産
不正競争防止法施行令 ^(※1) 第1条、第2条	情報の評価又は分析の方法 ＜例＞血液を化学的に分析し、特定疾患の罹患リスクを評価する方法	技術上の秘密を使用して評価し、又は分析する役務の提供 ＜例＞当該分析・評価方法を用いてできる、血液分析による特定疾患リスクの評価結果を提供するサービスの提供

<生産方法の不正使用の裁判における立証構造の例>

※1 平成30年11月1日施行

通常

推定規定



※2 侵入などの不正な手段での取得（第2条第1項第4号）、不正取得・開示が介在した営業秘密であることを知ったうえでの取得（同項第5号、第8号）に限定

【審議会での取りまとめ】

○立証責任（証拠収集）の困難性に関する現状の整理

- 証拠収集の困難性について、これまで制度的手当を行ってきたが、現在も当該問題の解決には至っていない、との現状認識の指摘が多くあった。
- 証拠収集の困難性を解決するアプローチとして、使用等の推定規定の構造的課題（適用のための要件である不正取得の立証の方が推定事項である使用等の立証より困難であるとの課題）から、このままの形で拡充しても利用場面は限定的であるとの指摘もあった一方で、諸外国のようなディスカバリー制度や査察命令といった抜本的措置を導入することが直ちには難しい状況であることに鑑み、まずは、使用等の推定規定の拡充を図り、被害回復の手立ての実効性を確保していくアプローチを検討すべき、との意見があった。

○使用等の推定規定（第5条の2）の拡充

（i）対象情報拡充

- 営業秘密全般に拡充すべきとの意見としては、以下のような指摘があった。
 - ・ 諸外国の営業秘密保護法制では対象となる情報の性質により保護に差を設けていないこと、
 - ・ デジタル化の進展に伴い「技術上の秘密」とそれ以外の秘密との区別は不可能となっていくこと、
 - ・ 対象情報の範囲を拡充しても被疑侵害者の反証が可能と考えられること等から、対象情報を「営業秘密」全般に拡充すべき。
- 一方、慎重な意見としては、以下の指摘があった。
 - ・ 現行制度における「技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為」の要件について、対象情報の拡充に合わせてどのような整理を行うべきか、また、推定事項（現行制度では「営業秘密を使用する行為……として生産等した」ことが推定事項とされている）についてどのような整理を行うべきかといった点の検討をあわせて行った上で、全体の制度バランスとして、被疑侵害者側に過度な負担を強いることにならないかという点の検証が必要。

(参考) 対象情報拡充：① 現行制度下で適用可能か否かが不透明と考えられる例

- 例えば以下のような事例は、「技術情報」のうち「生産方法又は情報の評価又は分析の方法」に入り得るか、必ずしも明確でないと考えられる。第四次産業革命の進展とともに、あらゆる産業・サービスにおいて、「データ」が競争力の源泉となっていく中、「技術情報」か否かの境界線は曖昧化していくのではないか。

(データ利活用が進みつつある以下のような「データ・情報」は果たして「技術上の秘密」に該当するか)

- 道路形状計測データ、車線情報データ、構造物情報データを集めた三次元高精度地図データ
- 船舶エンジン稼働データ、船舶運航データ、海上気象データを集めた船舶関連のデータ
- 購買、商品、アクセス、レビュー等の消費関連（動向）データ（「情報の分析・評価の方法」とまでは評価できないデータそのものをどのように考えるか）
- 5Gの基地局設置情報
- AI学習用データセット（AI開発に「不可欠なもの」であれば、技術情報・生産方法に係わるものとして整理。不可欠性が必ずしも立証できないケースをどう考えるか、また、顧客データ等一義的には「営業情報」として整理されているものについてどのように考えるか。）
- 選手の育成強化・スポーツベッティング等に活用される選手のスタッツデータ（サッカー選手の走行距離のデータ、選手の心拍数に関するデータ等選手のプレー等を数値化したデータ）
- 「包括的データ戦略」の下、今後、データ利活用が進むであろう分野（健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ、モビリティ、港湾等）に関するデータ（※第12回産構審不正競争防止小委員会、内閣府知財事務局資料参照）

<技術分野に限らず様々な分野でデータが競争力の源泉となる時代に>

事例 ASKUL Corporation
アスクル株式会社

社会最適なECビジネスを創造し、社会利益を実現する

Before
日用品のショッピングサイトを運営。消費財業界のメーカー（商品出品者）はビジネスや製品に変化の必要性を感じているが、現在の消費者を理解するためのデータをメーカーが十分に保有していない場合が存在。

After
メーカーの研究・創造・実証を支援するため、消費者向けECサイトの顧客データや購買データを参加企業にオープンに提供し、すべての参加企業のデータを閲覧可能とする「ECマーケティングラボ」を構築したことで、生活者起点の商品デザインという新たな製品化の切り口に発展。

事例 DEX
株式会社Data EX Platform

屋外行動ログ・テレビ視聴ログ・オンライン行動ログ・購買行動ログ等を集約し匿名化

Before
個人情報やプライバシー問題への対策、プラットフォームの未整備等によって、企業間・事業間のデータ統合が進みにくいという課題が存在。

After
個人情報を非個人情報に加工した上で統合して活用するソリューションを顧客に提供するプラットフォームを構築することで、生活者データを保護しながらデータ利活用の高度化を実施。

(参考) 対象情報拡充② : 「営業秘密」の概念図

が現第5条の2の適用範囲

「技術上の秘密」
(第5条の2)

「営業秘密」
(第2条第6項)

「営業上の秘密」

「生産方法」

<例>

- ・ 自動車の組立技術
- ・ 化学物質の生成技術

「情報の評価又は分析の方法」

<例>

- ・ 血液を化学的に分析する技術
- ・ 機器の稼働情報から機器の状況进行评估する技術

<例>

- ・ 顧客名簿
- ・ 顧客対応マニュアル

- ・ 指針等では「営業上の秘密」として整理されているが、AI学習に活用される場合には、「技術上の秘密」として整理される？

- ・ AI開発に「不可欠な情報」であれば「技術上の秘密（生産方法）」として整理。「不可欠性」は立証可能か？

技術上の秘密？

消費関連(動向)データ？

営業上の秘密？

AI学習用データセット？

スタッツデータ？

上記以外の情報に係る技術上の秘密

(ii) 対象類型の拡充


- 対象類型の範囲を、**正当取得類型**及び**取得時善意無重過失の転得類型**に拡充することを検討。正当取得類型への拡充にあたっては、**刑事で先行して導入されている「領得」概念を用いながら、刑事罰の対象となり得る領得行為が介在しているケースに限って対象とすることを検討**。取得時善意無重過失の転得類型への拡充にあたっては、**転得者が、不正行為の介在について、「悪意・重過失」に転じた場合に限り対象とすることを検討**。
- 正当取得類型への拡充については、**領得行為が介在している場合に限り適用の対象とする前提で賛成**との意見が得られた。
- 一方、取得時善意無重過失の転得類型への拡充にあたっては、転職者受入企業に対する萎縮効果が懸念されるとの指摘があったことを受け、以下のような整理を示し議論を行った。
 - 善意無重過失で他社の営業秘密を転得した場合でも、その後、悪意重過失に転換した上で、当該営業秘密を使用・開示する行為は現行でも不正競争。したがって、本来、善意無重過失で営業秘密を転得した者が、悪意重過失に転じた段階で、当該営業秘密を使用等することができないことは、現行制度上明らかであり、**過度に萎縮を招く、また、予見可能性に反することにはならないのではないか**。
 - 被疑侵害者側の反証可能性について、**下表左側のような事項を反証することによって、使用等の推定規定の適用を免れることが可能ではないか**。
 - 転職者受入企業の萎縮効果に配慮し、適当対象類型の拡充とあわせて、例えば、**転職者受入企業として取り得る防止策等について、改めて、ガイドライン化し啓発を行っていくことも考え得るのではないか**。

--- ガイドライン化等手当てを検討 ---

被告の反証等事項	被告側で推奨される対応
① 営業秘密を取得（転得）していないこと	• 転職者による営業秘密の持込みを阻止 ことがポイント。転職者に対し、 営業秘密を持ち込んでいないことの確認・誓約の取得 。私物端末の持込みを禁止等。
② 悪意重過失に転じていないこと	• （悪意重過失に転じた場合、廃棄・ライセンス契約の締結（③参照））
③ 悪意重過失に転じた後に営業秘密を使用していないこと（廃棄したこと）	• 営業秘密不正開示行為の介在等につき悪意重過失となった場合、 当該営業秘密を廃棄 。または、 営業秘密保有者との間でライセンス契約を締結 。
④ 原告の営業秘密を使用しても被告の製品・サービスは生じ得ないこと 被告の独自技術等を用いて製品・サービスを提供していること	• 営業秘密不正開示行為の介在等につき悪意重過失となった場合、 転得した営業秘密を使用していないことの反証ができるように独自技術を使用していること等に関する証拠を記録 。

○査証制度

- 営業秘密侵害訴訟への査証制度の導入については、現時点で特許法の査証制度の運用が必ずしも明確になっていないこと、また、手続の過程で営業秘密が相手方企業に漏洩されないよう、特許侵害訴訟に比べてもより一層手続上の秘密保持が認められること等から、**全般的に慎重な検討が必要**との意見が多くあった。
- 一方、海外での実施を視野に査証制度導入の検討を指摘する意見も。

- 
- 現在でも、立証（証拠収集）の困難性は解決していないとの意見を踏まえ、引き続き、営業秘密侵害訴訟における立証の困難性を解決するための制度的手当について、検討を行う。
 - 使用等の推定規定の拡充については、構造上の課題に係る指摘もあったが、本規定の活用が期待される場合が存在すること等を踏まえ、引き続き、制度拡充の方向性について迅速に検討を進める。
 - ✓ 対象情報の「営業秘密」全般への拡充については、これに賛同する意見があった一方、他の要件や推定事項とのバランスも踏まえ整理が必要であるといった意見があったことを踏まえ、今後、より詳細な制度設計の検討を進めた上で、議論を継続する。
 - ✓ 対象類型の拡充を行う場合には、正当取得類型への拡充について、「領得」を前提とした制度整備について検討を進める。取得時善意無重過失の転得類型への拡充については、悪意重過失に転じた場合に、適用対象とする案を示したが、これに賛同する意見があった一方、転職者受入企業への萎縮効果に関する懸念等も強く示されたことから、今後、転職者受入企業への萎縮効果を軽減する方策も含め検討を行う。
 - 査証制度の導入については、海外での実施の可能性も含め、引き続き中長期的な視点で検討を継続することとする。

損害賠償額算定規定 の見直し

損害賠償額算定規定の見直し

- 「損害賠償額算定規定」(第5条第1項～第3項)について、データの価値の高まり等に着眼し、現行規定の制度的手当・解釈の明確化について議論。

【審議会で検討を加えた論点】

○逸失利益の算定規定(第5条第1項)

- 現行規定は、営業秘密のうち「技術上の秘密」が侵害された場合にのみ適用可能な規定。昨今、データの価値が高まっていることから、「技術上の秘密」を「営業秘密全般」に広げることによって、データ侵害の場合にも同項を使えるようにすることを検討。
- 「物を譲渡」という要件について、データ提供している場合やサービスを提供している場合等にも適用し得るよう明確化することを検討。
- 令和元年特許法改正と同内容の改正（権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害の認定規定の創設）を検討。

○相当使用料額の算定規定(第5条第3項)

- 現行規定は、営業秘密や限定提供データが、侵害者に「使用」されている場合に適用可能な規定であり、営業秘密等に対する「使用」以外の利用行為が行われた場合に、本項が適用できるが不明確。明確化のための制度的手当が必要かを検討。
- 令和元年特許法改正と同内容の改正（相当実施料の増額規定）を検討。

○解釈の明確化

- 営業秘密侵害に係る裁判例の中には、対象情報が商品に「化体」していないことを理由に第5条第1項、第2項の適用を否定した事案も。解釈の明確化が必要か、検討。
- AI開発等において、製品の欠陥情報等ネガティブインフォメーションの価値が高まるであろうことを念頭に、損害額算定規定の考え方を整理する必要があるか、検討。

条文（第5条）

（損害の額の推定等）

第五条 第二条第一項第一号から第十六号まで又は第二十二号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、**技術上の秘密に関するものに限る。**）によって営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した**物を譲渡**したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2 （略）

3 第二条第一項第一号から第九号まで、第十一号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用

三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の**使用**

四 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの
の使用

五 第二条第一項第十九号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用

六 第二条第一項第二十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

【審議会での取りまとめ】

○逸失利益の算定規定（第5条第1項）

- 現行規定は、営業秘密のうち「技術上の秘密」が侵害された場合にのみ適用可能な規定。昨今、データの価値が高まっていることから、「技術上の秘密」を「営業秘密全般」に広げることによって、データ侵害の場合にも同項を使えるようにすることを検討。

→ **データの侵害の場合にも本項を活用できるよう、「営業秘密」全般に拡充を行う方向で検討を進める。**

（※但し、本項は、商取引に単位が認められ当該単位で競争している場合に活用可能な規定であることから、拡充を行ったとしても、引き続き、顧客名簿や原価情報等を、製造工程・営業活動に活用していた場合等には、本項の活用は困難と考えられる。）

（参考：審議会での関連意見）

- 第1項は元々商取引に単位が認められ、当該単位で競争している場合に活用できる規定。単位で競争していればよく、「技術上の秘密」に限定する必要はない。一般的に、顧客名簿が侵害された場合には、単位を観念できないので適用が難しいが、売買されているものであれば（単位で競争しているものであれば）適用可能。）
 - データ侵害を念頭に営業秘密全般に拡充することに賛成。顧客名簿もデータであり対象から除外すべきでない。
- 「物を譲渡」という要件について、データ提供している場合やサービスを提供している場合等にも適用し得るよう明確化することを検討。

→ **「物を譲渡」している場合にしか適用できないところ、「データを提供」している場合や「サービス（役務）を提供」している場合等にも拡充を行う方向で検討を進める。**

- 令和元年特許法改正と同内容の改正（権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害の認定規定の創設）を検討。

→ **令和元年特許法改正と同様の制度的手当を行う方向で検討。**

【審議会での取りまとめ（続き）】

○相当使用料額の算定規定（第5条第3項）

- 現行規定は、営業秘密や限定提供データが、**侵害者に「使用」されている場合に適用可能な規定であり、営業秘密等に対する「使用」以外の利用行為が行われた場合に、本項が適用できるが不明確。**明確化のための制度的手当が必要かを検討。

→ 現行制度では、営業秘密等が「使用」されている場合に適用場面が限定されている点について、「使用」に限らず営業秘密等が利用されている場合も適用対象に含むことができるよう制度的手当を実施する方向で検討を進める。

（参考：審議会での関連意見）

- ・ 一般的に、「使用」は広く解されているため、改正の必要性は大きくないのではないかと。
- ・ 「使用」に限定している点は立法の過誤であり、制度整備を検討すべき。

- 令和元年特許法改正と同内容の改正（**相当実施料の増額規定**）を検討。

→ **不正競争防止法の特質を考慮しつつ、令和元年特許法改正と同様の制度的手当を行うことが適切。**

○その他（損害賠償額の算定規定の「あるべき姿」の検討）

- 第5条第1項、第3項の各論に加えて、審議会では、不正競争防止法の損害賠償額算定規定について、大所高所の見地から、「あるべき姿」を検討するべきではないかといった意見あり。

→ 不正競争防止法の損害賠償額算定規定の「あるべき姿」については、加味すべき視点や留意すべき点も踏まえ、知的財産法全体における不正競争防止法の果たす役割や、諸外国の動向（注：既に、中国や韓国では制裁的な賠償制度が導入されている）等も念頭に入れながら、不正競争防止法独自の観点から中長期的な視点で継続検討する。

【審議会での取りまとめ（続き）】

○解釈の明確化

- 営業秘密侵害に係る裁判例の中には、対象情報が商品に「化体」していないことを理由に第5条第1項、第2項の適用を否定した事案も。解釈の明確化が必要か、検討。

（第1項との関係）

- 「中間整理報告」において、「そもそも、本項の趣旨は、侵害者が被侵害者の営業秘密を使用した商品を市場で譲渡することにより、被侵害者の商品の譲渡数量が減少するという因果関係が成り立つという点にある。とすれば、被侵害者の営業秘密を使用して侵害者の商品が製造等されている場合には、当該侵害者商品は『侵害の行為を組成した物』に該当し、これを譲渡しているときは、本項の適用が可能であると考えられる。」と整理。

（第2項との関係）

- 「中間整理報告」において、「そもそも、本項は、顧客名簿等の営業上の秘密が侵害された場合にも活用可能な規定と整理されているところ、例えば、侵害者が不正取得した顧客名簿を使用して営業活動をしている場合、営業秘密が商品やサービスに『化体』等することは考え難い。とすれば、本項の活用にあたり、『化体』といった要件を課すことは想定されておらず、侵害者が営業秘密の使用により利益を受けているという因果関係が認められる場合には、本項の適用が可能であると考えられる。」と整理。
- AI開発等において、製品の欠陥情報等ネガティブインフォメーションの価値が高まるであろうことを念頭に、損害額算定規定の考え方を整理する必要があるか、検討。
 - 「中間整理報告」において、「例えば、ネガティブインフォメーションの一つである過去に失敗した研究データは、これを参考にすることにより、製造開発工程の短縮、不必要な研究開発費用の削減が可能になるという点に意義がある。そこで、『参考にする』といった態様での利用行為が『使用』に含まれ得ると整理した上、ネガティブインフォメーションを『参考にする』という態様で利用している場合には、第5条第3項の相当使用料額の請求が可能であると考えられる。」と整理。

ライセンスシー保護制度の創設

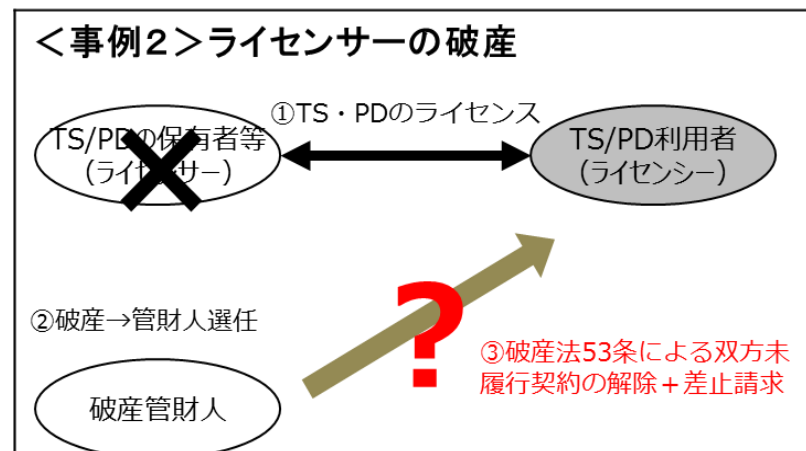
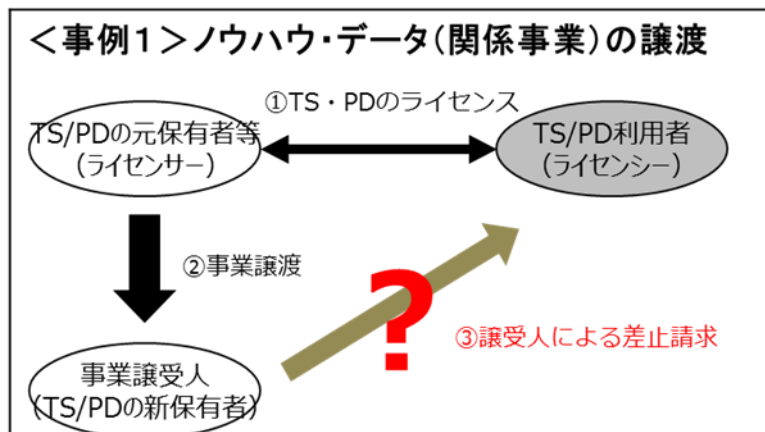
ライセンサーの保護

- オープン・イノベーションの進展等を背景に、自社技術（ノウハウ）やデータを他者にライセンスする機会が増加。一方で、不正競争防止法には、特許法や著作権法並びの、ライセンサー保護に係る規定がないことから、不正競争防止法（営業秘密・限定提供データ）について、ライセンサーの保護に係る規定創設の必要性を検討。

【審議会で検討を加えた論点】

<前提となる課題意識>

- 各知的財産法でライセンサーの対抗制度が整備される中、不正競争防止法では特段の手当てがなされていない。実務上、特許とノウハウを一緒にライセンスすることは多く行われていることから、データのライセンスの活発化が想定される中で、営業秘密・限定提供データにも、ライセンサー保護制度を創設することを検討。
- 具体的には、以下の、「事例1：事業譲渡事例」、「事例2：破産事例」について、現行法制におけるライセンサーの保護状況について整理・検証をした上で、**①制度創設の必要性、②制度的アプローチについて検討。**



【審議会での取りまとめ】

○現行法制におけるライセンシーの保護状況


- <事例 1 : 事業譲渡事例> <事例 2 : 破産事例> ともに、考え方によってはライセンシーの行為が不正競争にあたりと評価される可能性もあり得る旨、整理。

○制度創設の必要性

- 実務上、営業秘密や限定提供データを対象とするライセンス取引が行われていること、現行法制では、ライセンシーの地位が不安定であることを踏まえ、ライセンシーを保護するための制度整備が必要／期待される、といった意見が多くあった。

○制度的アプローチ

- (i) 営業秘密等を利用する利用権を設定し、当該権利の対抗力を規定するアプローチと、(ii) 不正競争防止法上の差止請求権等及び破産法第53条第 1 項等の適用除外規定を整備するアプローチについて、いずれが適切なアプローチであるか検討。
- 他の知財法との整合性等の観点から、利用権を設定するアプローチの方が望ましいとの意見があった一方で、行為規制法である不正競争防止法に、新たに情報財を利用する権利を規定することへの懸念等から、適用除外規定を整備するアプローチが望ましい、との意見もあった。
- なお、(i) 利用権を設定するアプローチについて、破産管財人への対抗という観点からは、「利用権」ではなく、「利用できる地位」といった規定でも、使用収益を目的とする権利として捉えられるのであれば十分に対抗力を担保することができる、との指摘があった。

- 
- ライセンシー保護制度については、制度整備に肯定的な意見が多く、今後具体的な検討を進める。
制度的なアプローチについては、制度の実現可能性、ライセンシー保護の安定性、実務への影響等の観点を踏まえつつ、今後具体的な検討を進める。

条文（破産法、特許法及び著作権法）

■ 破産法 （双務契約）

第五十三条 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、**契約の解除をし**、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

（賃貸借契約等）

第五十六条 第五十三条第一項及び第二項の規定は、**賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約**については、**破産者の相手方が当該権利につき登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合適用しない。**

■ 特許法 （通常実施権の対抗力）

第九十九条 **通常実施権は**、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その**効力を有する。**

■ 著作権法 （著作物の利用の許諾）

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 **利用権**（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

（利用権の対抗力）

第六十三条の二 **利用権は**、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の**第三者に対抗することができる。**

國際裁判管轄・準拠法

国際裁判管轄・準拠法

- 民事事件での被害回復、また、これを通じた抑止力強化を目的に、営業秘密侵害事案における国際裁判管轄・準拠法について、予見可能性を確保するための措置を講じることを検討。

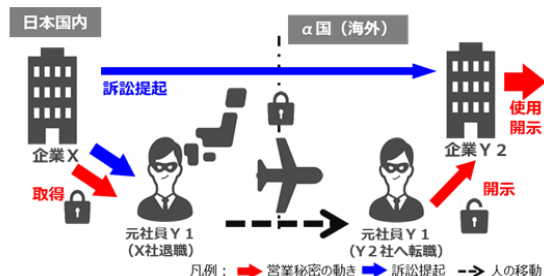
【審議会で検討を加えた論点】

<前提となる課題意識>

- 民事訴訟における涉外事案では、国際裁判管轄・準拠法の決定が争点となり得る。国際裁判管轄は民訴法第3条の3第8号、準拠法は、法の適用に関する通則法第17条の適用が主に問題となるが、**いずれも「結果発生地」の解釈によることとなり、定見はない状況。**
- 例えば、下記事例は、**現行法制下でも刑事罰の適用対象である一方、民事訴訟において、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本法が準拠法として選択されるか判然としない。**
- 典型的な涉外事案を念頭に、予見可能性の確保の観点から、新たに、一定の場合に、管轄・準拠法を主張できるよう、明確化を図ることを検討。

<事例1>

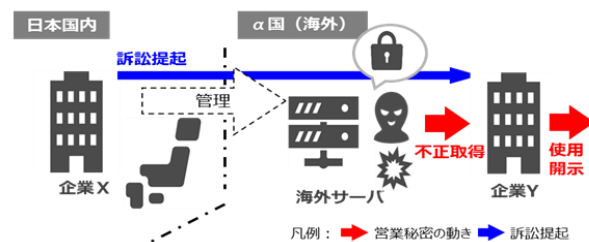
元社員が営業秘密を国外へ持ち出し競合企業に開示した事例



- 元社員Y1については開示行為が海外で行われていること、競合企業Y2については、取得・使用・開示、いずれの行為も海外で行われていることから、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本法が準拠法として選択されるか、いずれも不明確。

<事例2>

海外サーバ上で管理している営業秘密を海外で不正取得・使用・開示された事例



- 企業Yの行為はいずれも海外で行われていることから、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本法が準拠法として選択されるか、いずれも不明確。

(参考) 渉外的な侵害への刑事規律における対応 (平成27年改正)

- 技術流出対策として、平成27年改正で、刑事規律を中心に、国外犯処罰規定 (第21条第6項)、海外重罰規定 (第21条第3項各号) を整備。

国外犯処罰規定

(第21条第6項)

国外犯処罰の範囲拡大

現状

- 営業秘密侵害罪の国外犯 (※) については、不正使用行為及び不正開示行為のみが対象。
- 昨今の I T 環境を踏まえると、**クラウドなど物理的には海外のサーバにおいて管理されている営業秘密**が、海外において不正取得されるケースが生じ得るが、旧法では、その行為が**処罰対象となるか不明確**。

※構成要件の一部をなす行為が国内で行われ、又は構成要件の一部をなす結果が国内で発生した場合は、国内犯とする。(大判明44.6.16)

改正の内容

	改正前	改正後
対象となる営業秘密	日本国内において管理されていた営業秘密	日本国内において事業を行う保有者の営業秘密
取得・領得	×	○
使用	○	○
開示	○	○
侵害品譲渡等		×

※国外犯の対象となる営業秘密を、「日本国内において事業を行う保有者の営業秘密」と改正することにより、クラウドのような海外サーバにおいて管理されている営業秘密も対象となることが明確化。

海外重罰規定

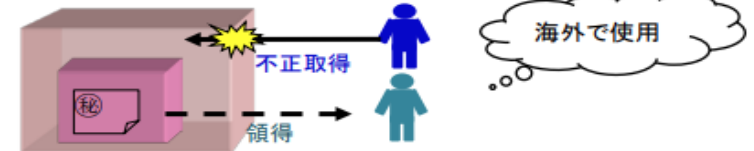
(第21条第3項)

営業秘密侵害罪の罰金刑の上限額引上げ

	改正前	改正後
個人 (第21条1項)	懲役: 10年以下 罰金: 1000万円	懲役: 変更無し 罰金: 2000万円
法人両罰 (第22条1項)	罰金: 3億円	罰金: 5億円
海外重罰 (第21条3項)	なし	海外使用の場合などに重罰 (罰金刑のみ) (個人: 3000万円 、法人: 10億円)

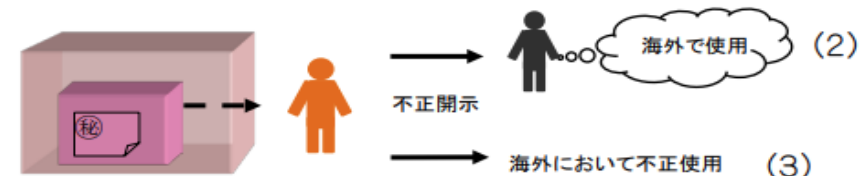
<海外重罰の3つのパターン>

(1) 日本国外で使用する目的で不正取得・領得する行為



(2) 日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って不正開示する行為

(3) 日本国外で不正使用する行為



条文（不正競争防止法、民事訴訟法及び法の適用に関する通則法）

■ 不正競争防止法

（罰則）

第二十一条（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 **日本国外において使用する目的**で、第一項第一号又は第三号の罪を犯した者

二 相手方に**日本国外において**第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる**使用をする目的**があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をした者

三 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、**日本国外において**第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる**使用**をした者

（略）

6 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、**日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密**について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

■ 民事訴訟法

（契約上の債務に関する訴え等の管轄権）

第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

（略）

八 不法行為に関する訴え

不法行為があった地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。）。

■ 法の適用に関する通則法

（不法行為）

第十七条 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の**結果が発生した地**の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、**加害行為が行われた地**の法による。


【審議会での取りまとめ】

○国際裁判管轄

- 企業の訴訟戦略を妨げない「競合管轄」との前提で、管轄に関する規定を制度化していくことに賛同する意見があった。
- 一方で、被疑侵害者の予見可能性の観点等から、立法化そのものに慎重であるべきとの意見や、制度化にあたっては、他国法令との重複・衝突する際にどのような解決が図られるか、といった点での整理が必要、との指摘もあった。
- 制度整備を行う際の留意点として、国外犯処罰規定（第21条第6項）の文言（「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」）は、日本で事業活動を行う海外企業が何ら日本の事業に関連のない営業秘密を海外市場で不正利用された場合にも適用し得るようにも考えられるため、起訴便宜主義という歯止めが期待できない民事訴訟に関する規定については、例えば、（i）日本で管理している営業秘密が侵害される場合、（ii）日本に本拠地や主たる事務所がある場合、（iii）日本で展開する事業との関連性が認められる場合（民訴法第3条の3第5号参考）等に限定することが適切である、との意見があった。

○準拠法

- 制度整備に賛同する意見があった一方で、被疑侵害者の予見可能性の観点等から制度整備に慎重であるべきとの意見もあった。
- また、制度整備を行う際の留意点として、国際裁判管轄に関する議論と同様、国外犯処罰規定（第21条第6項）の適用範囲に一定の限定を加えるべきとの意見があった。

- 
- 今後、企業の訴訟戦略を妨げないとの視点、制度整備による他国法令への影響、他国の法制化動向等を加味しながら、制度整備の是非について継続検討していく。
 - なお、仮に、制度整備を行う場合には、国外犯処罰規定（第21条第6項）を参照しつつも、本小委員会で得られた意見を踏まえ、適切な範囲での措置となるよう検討を行う。

限定提供データの 制度的課題

施行後3年見直しの要請と今次見直しの視点

- 平成30年改正で創設した限定提供データ関連の規律の見直しの要請を踏まえ（※施行後3年（2022年7月）が目途）、制度創設時からの実務の進展、また、政府全体で押し進めるデジタル化の進展等を念頭に、現行法令の実効性を改めて検証。

■ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）」

「一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新、経済社会の情勢の変化等を踏まえ、この法律による改正後の不正競争防止法の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じること。」

■ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）」

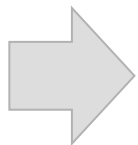
「一 本法施行後三年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新の動向等を踏まえ、改正後の不正競争防止法の規定の実施状況について検討を加え、所要の措置を講ずること。…」

I 「限定提供データに関する指針」の見直し（運用面の見直し）

- 制度施行後、限定提供データの利活用が進む中で、①解釈の明確化等の要請が寄せられた論点、②今後、利用が増加すると考えられるデータPF・取引事業者が制度実装する際の論点に関する追記を検討。

II 制度（規律）の見直し

- 平成30年改正時に措置を見送った事項の検証とともに、運用面からみでの制度課題について検討。



【審議会での取りまとめ】

○制度創設時に措置を見送った事項の検討

- 平成30年改正時に、「保護と利用のバランス」を念頭におき、主に、取引の安全に配慮する観点から措置を見送った事項（（i）限定提供データ侵害の刑事罰化、（ii）限定提供データ侵害品の譲渡等規制、（iii）転得類型における重過失規制、（iv）悪意転換後の使用行為規制）について、制度施行後、新たにこれらの制度的手当を再検討すべき事情が生じているか、検討。
- 結果として、現状では、**限定提供データの実装が進みつつある段階であることから、この段階で、上記、（i）～（iv）の制度的手当の再検討を進めることは、実務の混乱を招きかねないとして、いずれも、現時点では追加の手当は不要ではないか、との意見があった。**（※なお、限定提供データ侵害の刑事罰化のうち、日本国外で使用する目的での行為を刑事罰の対象とすることについては、経済安全保障等の観点から、検討することもあり得るのではないかととの意見があった。）

○実務・制度実装の観点等から指摘されている課題

- 施行後、実務での制度実装の観点から、（i）「秘密として管理されているものを除く」要件（第2条第7項）の妥当性、（ii）善意取得者保護に係る適用除外規定（第19条第1項第8号イ）における善意の判断基準時について、制度見直し等の必要性について検討。
- （i）「秘密として管理されているものを除く」要件については、本要件のために、「営業秘密」と「限定提供データ」では、別々の管理態様が要求されているとも解釈され得ること等から、**将来の制度見直しが期待される**との意見が多くあった。加えて、**まずは短期的に取り得る対応として、指針の内容を再検討することも考え得るとの指摘があった。**
- （ii）「善意取得者保護に係る適用除外規定」については、**限定提供データの転得者の取引の安全、元の限定提供データ保有者の保護のバランスを踏まえ、制度実装を行っている事業者によるニーズ・個別事案等の状況も勘案しつつ、適切な制度の在り方について検討を進める。**

条文（第2条及び第19条）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

（略）

7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（**秘密として管理されているものを除く。**）をいう。

（略）

（適用除外等）

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

（略）

八 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為
イ 取引によって限定提供データを取得した者（**その取得した時**にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

（略）

(参考)「限定提供データに関する指針」の改訂

- ①制度施行後、限定提供データの利活用が進む中で解釈の明確化等の要請が寄せられた論点、
②今後、利用が増加すると考えられるデータPF・取引事業者が制度実装する際の論点について、
指針の改訂を検討。

客体要件

- **「業として」の趣旨の明確化**：社会通念上、事業の遂行・一環として行われているといえる程度のものであることを要求するものと考えられるところ、明確化のために記載を修正。
- **「提供」要件の明確化**：現行指針では、「提供」要件について明確な解説を行っていないところ、一般的な解説を行うとともに具体例を追記。
- **「電磁的管理」と社内管理**：現行指針では、電磁的管理は、「データを提供する際に」施されている必要があると整理。そのため、社内でのデータの取扱いに際して電磁的管理がなされていないことにより本要件が否定されることはないと考えられるところ、この点を明確化することを検討。
- **「電磁的管理」の対象**：現行指針では、電磁的管理の対象について明確な解説を行っていないところ、当該データ専用の管理がなされている場合に本要件を満たすことについて、明確化するとともに具体例を追記。
- **「業として」の趣旨の明確化**：現行指針では、「営業秘密」と「限定提供データ」両制度による保護の両立を妨げるようにも解し得る記載がされているところ、該当箇所を修正。

正当取得類型

- **「任務違背」**：ライセンス契約に関する事例に関し、「限定提供データの管理に係る任務」が認められうる場合の具体例を追記。

転得類型

- **転得類型における「悪意」**：今後、政府のガイドライン等において、データPFによる来歴情報付与が推奨されていくことが想定。当該来歴情報を信頼した場合については、不正行為の介在の認識がないと考えられる旨追記。
- **転得類型とデータの同一性**：転得したデータを用いて加工情報を作成し、当該加工情報を第三者に開示する場合、転得したデータと開示するデータとが実質的に同一の情報にあたらなければ、不正競争に該当しない旨追記。

その他

- **「請求権者」**：現行指針では、請求権者について明確な解説を行っていないところ、一般的な整理を行うとともに、特に、データPFや委託者が請求権者になり得る場合について明確化。

ブランド・デザイン保護規律

形態模倣規定の見直し（第2条第1項第3号関係）

- 近時、メタバースといった仮想空間の活用が進み、従来、フィジカルで行われてきた事業のデジタル化が加速しているところ、これにより、フィジカル／デジタルを交錯する、知的財産の利用の加速が想定される。こうした状況を踏まえ、デザイン保護の一翼を担う形態模倣（第2条1項第3号）の規律に関して、フィジカル／デジタルが交錯する模倣行為への対応が十分なものとなっているか検討。

【審議会での検討・取りまとめ】

○「商品」に無体物を含むか

- 現行法制でも、「商品」に無体物を含むと解釈することも可能と考えられるが、疑義を解消するため、その旨明確化すべきとの指摘あり。

○フィジカル／デジタルを交錯する模倣事例に対応できるか

- 現行法制でも、フィジカル／デジタルを交錯する模倣事例に対応することも可能と考えられるが、疑義はあるため明確化することが考えられる、との指摘あり。



- デジタル時代における第2条第1項第3号の規律のあり方についても、将来課題の1つとして、今後継続議論を行っていく。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。（略）

- 三 他人の**商品**の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を**模倣**した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（略）

(参考) ファッション産業のデジタル化

- 産構審新機軸部会でも、デジタル化推進の各論の1つとして、ファッション産業におけるNFT・ブロックチェーン技術の活用による市場拡大の視点が取り上げられている。

各論①「全産業」の「本物」のDX促進：NFT・ブロックチェーン技術の活用

- ファッション分野でも、クリエイター・アーティスト等の収益源多元化の観点等から、NFT・ブロックチェーン技術が近年注目され、経済産業省に設置されたファッション未来研究会でも活用可能性が議論された。
(参考) ファッション未来研究会 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashion_future/index.html
- 例えば、ファッション業界では、①大量生産を行わず、収益源の限られるデザイナー等が、自らの作品のリアルローズのみならずNFTも販売することで、新たな収益源を確保できることや、②環境負荷が高いファッション業界でリセール市場における取引額の一部が一次生産者にも配分されることで、より丈夫で長持ちするサステナブルなファッションを提供するインセンティブにもなる。
- NFT・ブロックチェーンを活用した取引ルールやビジネスモデルの構築のためには、活用内容に応じて、法規制・権利関係の有無等を確認する必要。ファッション分野において実証事業を行い、新たな活用を提案予定。

①デジタルファッション

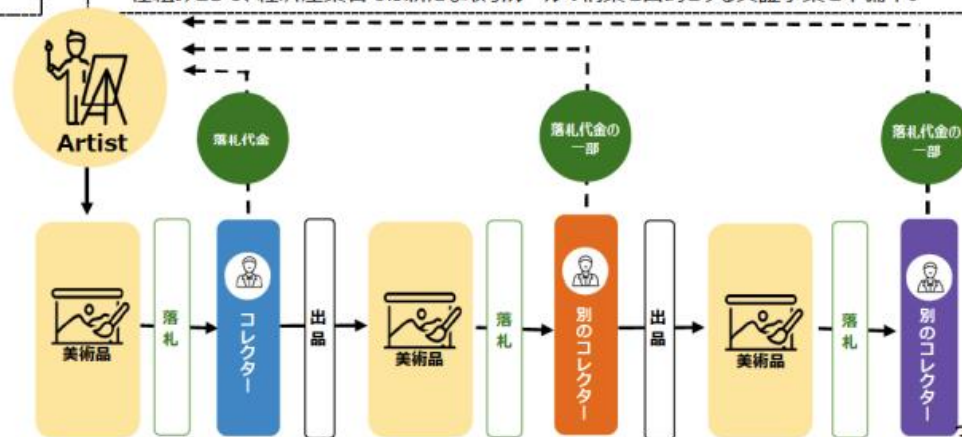
- THE FABRICANTは、写真に合わせることができるデジタルの服を販売。例えば、下写真のNFTが付与されたデジタルデータの服は、9,500ドルで落札。
- ファッションデザイナーの収益源の多元化等の新たな可能性が示された。



(提供) THE FABRICANT

②n次流通時のクリエイター還元が可能に

- アート業界では、リセール市場の取引額の一部を元々の作家・アーティストに還元するブロックチェーンを活用した技術基盤が注目されている。
- ファッション業界においても、大量生産を行わないオートクチュールのデザイナー等の収益源の多元化等の重要性が指摘されているとともに、サステナブルなファッションを提供するインセンティブとなる仕組みとして、経済産業省では新たな取引ルールの構築を目的とする実証事業を準備中。



(提供) スタートバイン株式会社

(参考) ファッション産業のデジタル化

A デジタルとファッションの融合 - デジタルファッション領域や仮想空間への拡張

デジタル×ファッション領域の拡大

- デジタルとファッションが結びついたことで、ファッションの領域は拡大。今後の変化を見据えて、ファッションのあり方を検討していく必要がある。

現実世界での消費

仮想空間での消費

フ
ア
デ
ジ
タ
ル
シ
ョ
ル
ン

1 現実世界におけるデジタルファッション

- MRデバイス等を活用した、現実世界でのデジタルファッションの着用や目に見えないコミュニケーション市場の台頭可能性
(例：デジタル試着、目には見えないデジタルファッションアイテムの着用等)
- ARやVRを活用した、デジタル試着

2 デジタルファッション

- SNSやゲームの世界におけるファッション
- アバターやキャラクター等が着用

フ
ア
シ
ョ
ン
リ
ア
ル

● 現在のファッション

3 リアルファッションのデジタル化

- リアルファッションを3D化し「デジタルファッション」に変換
- アバターやキャラクター等に気に入ったリアルファッションを着用させられる



(参考) ファッション産業のデジタル化

A デジタルとファッションの融合 - デジタルファッション領域や仮想空間への拡張

事例：Chloma(日本)

- | | | | | | |
|---|---------------------|---|------------------------|---|--------------------------|
| 2 | 仮想空間
×デジタルファッション | 6 | 現実世界×リアル
→仮想空間×デジタル | 8 | リアルファッション
(現実世界→仮想空間) |
| 3 | 仮想空間
×リアルファッション | 7 | 仮想空間×デジタル
→現実世界×リアル | 9 | リアルファッション
(仮想空間→現実世界) |

- リアルとデジタルの両方を事業領域とするファッションブランドが台頭。

Chloma(クロマ)の
ブランドコンセプト：**“リアルとバーチャルを境なく歩く
現代人のためのファッションブランド”**



パーカーやジャージ
など、一般的な衣服
(モノ)の販売

現実の服とアバター
の服のセット売り
(例：3Dキャラクターソフト「V Roid」とのコラボ)



デジタルを活用した
収益の多元化



ゲーム上での
アパレル販売
(例：「どうぶつ森」で
のChlomaの服展開)

VR空間を活用した
展示会
(例：クリエイター向けVR
P/F「STYLY」とのコラボ)



Chlomaのリアルアイテムの3割、バーチャルアイテムの4割は海外での販売で、海外にも受け入れられている

(資料) Chloma (<https://chloma.com/>)、FASHIONSNAPO.COM (<https://www.fashionsnap.com/collection/chloma/2021aw/>)、
Fashion Tech News (<https://ftn.zozo.com/n/nc87edf0f4dcd>、<https://ftn.zozo.com/n/n117bf6b37922>、
<https://fashiontechnews.zozo.com/philosophy/chloma>)、
Pshchic VR Labチャンネル(YouTube) (<https://www.youtube.com/channel/UC8u4W7UVmkn3eyciiAoDqzq>)